

(仮称) 大阪市、八尾市、松原市環境施設組合
設立準備委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この委員会は、大阪市、八尾市、松原市（以下「構成団体」という。）がごみの共同処理のため新たに設置する（仮称）大阪市、八尾市、松原市環境施設組合（以下「組合」という。）設立のために必要な事項を協議することを目的とする。

(設置期間)

第2条 委員会の設置期間は、本要綱の施行日から組合の設立までとし、組合設立をもって、解散する。

(協議事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 規約案
- (2) 管理者の選任方法、任期、管理者の選任、報酬 等
- (3) 組合議会の議員定数、議員配分、選挙方法、任期、議会の運営、報酬 等
- (4) 監査委員の定数、選任方法、報酬 等
- (5) 附属機関等の設置
- (6) 補助機関の組織、職員の定数、勤務条件等
- (7) 組合条例、規則等
- (8) 資産の承継方法 等
- (9) その他組合設立に必要な事項

(委員)

第4条 委員会は各構成団体の長をもって組織する。

(委員長)

第5条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し、委員会を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、委員会にオブザーバーとして大阪府職員の出席を求めるほか、必要があると認めた時は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会議)

第6条 委員会で協議する事項について、検討又は調整するため、幹事会議を置く。

2 幹事会議に、幹事長を置く。

3 幹事会議は、別表にあげる構成団体の廃棄物事業主担者で構成する。

4 幹事長は、委員長の属する構成団体の廃棄物事業主担者をもって充てる。

5 幹事会議は幹事長が招集し、その議長は幹事長をもって充てる。

6 幹事長は、幹事会議にオブザーバーとして大阪府職員の出席を求めるほか、必要があると認めた時は、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、大阪市環境局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

大阪市環境局施設部長
八尾市経済環境部長
松原市市民生活部長